

佐野市告示第12号

放置自転車の撤去

佐野市自転車放置防止条例（平成17年佐野市条例第20号）第9条第1項及び第4項の規定により撤去し、及び保管した放置自転車について、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年1月17日

佐野市長 岡部正英

- 1 自転車が放置されていた場所及びその種別等
別紙のとおり
- 2 撤去した年月日
別紙のとおり
- 3 撤去した自転車の返還を行う日時
平成31年1月17日から平成31年4月16日
午前6時から午後10時まで
- 4 返還方法
返還を受けようとする者は、佐野駅前自転車駐車場（TEL 21-5528）
に申し出て、所定の手続をとるものとする。
- 5 返還を行う場所
佐野駅前自転車駐車場

別紙

放置自転車一覧

番号	撤去番号	撤去日	放置場所	種別	色	防犯登録番号	車体番号
1	75	平成30年12月3日	駅南 佐野駅南口エレベーター側	軽快	シルバー	17-93893	LCMA003359
2	76	平成30年12月17日	駅南 駐輪場前入口南道路	軽快	シルバー	16-63210	JK10L01183
3	78	平成30年12月25日	駅南 駐輪場前入口南道路	軽快	黒		SMA038083
4	79	平成30年12月27日	駅南 佐野駅西側	軽快	グレー	01-33294	F110750147
5	80	平成30年12月27日	駅南 佐野駅西側	軽快	茶	S-1445196	SS180401284
合計				5台			